

改正 平成24年9月27日24経企発第10383号 平成25年3月1日24経企発第10650号
(趣旨)

第1条 この要綱は、大田区(以下「区」という。)の新たな財源を確保するとともに、区民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、区が有する資産を広告媒体として活用し、民間事業者等の広告を掲載することに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告に関する基本的な考え方)

第2条 区が有する資産に掲載する広告は、社会的に信用度が高く信頼性の持てる情報でなければならない。

(広告媒体の種類)

第3条 広告掲載を行う広告媒体の種類は、次に掲げる区が有する資産のうち区長が広告掲載をすることがふさわしいと認めたものとする。

- (1) 区が発行する刊行物及び印刷物
- (2) 区のホームページ等の電子媒体
- (3) 区の施設
- (4) その他区長が広告媒体として適当と認めるもの

(広告の制限)

第4条 掲載する広告は、区民生活に関連したものとし、次の各項中の各号のいずれかに該当するものは掲載しない。

2 次の各号のいずれかに該当する広告は、区の広告媒体には掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 個人又は法人の名刺広告
- (7) 美観風致を害するおそれのあるもの
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (9) その他、掲載する広告として適当でないと区長が認めるもの

3 次の各号のいずれかに該当する事業者の広告は、区の広告媒体には掲載しない。

- (1) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行う事業者
- (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)及び会社更生法(平成14年法律第154号)による再生及び更生手続き中の事業者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う事業者
- (4) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (5) その他、掲載する広告の事業主として適当でないと区長が認めるもの

(広告の掲載位置等)

第5条 広告の掲載位置、規格及び掲載料並びに掲載期間は、別に区長が定めるものとする。

2 広告の掲載に当たっては、広告掲載事業を広く周知し、及び区が特定の事業者等を推奨していると誤解を招くことがないようにするため、広告媒体には「広告欄」等の広告であることが分かる文言を記述するとともに、次の注記を表示するものとする。ただし、広告媒体の性質により、当該注記を表示できないものにあつては、これに代わる文面とし、又は省略することができる。

「本欄は広告欄であり、広告の内容に関する一切の責任は広告主に帰属します。また、大田区が推奨するものではありません。」

(広告掲載の申込み)

第6条 広告掲載希望者は、広告掲載申込書(別記第1号様式)により、指定する期間内に申込むも

のとする。

(広告掲載の決定等)

第7条 区長は、前条の規定により申込書を受理したときは、速やかにこれを審査して掲載の可否を決定し、広告掲載決定通知書(別記第2号様式)により広告掲載希望者に通知するものとする。

2 区長は、前項の規定による広告掲載決定通知をするに当たり、広告掲載希望者に対して、広告掲載に関する条件を付することができる。

3 区長は、広告掲載の申込件数が広告の募集件数を超えるときは、次に定める優先順位により広告掲載の可否を決定するものとする。

(1) 区内に事業所等を有する広告掲載希望者のうち公共性の高い業種のもの

(2) 区内に事業所等を有する広告掲載希望者(前号に掲げるものを除く。)

(3) その他の広告掲載希望者

4 前項の規定によっても、なお広告掲載の申込件数が広告の募集件数を超えるときは、抽選により広告掲載の可否を決定するものとする。

5 区長は、前2項の規定にかかわらず、必要な場合には、広告媒体の種類及び目的に則した優先順位を別に定めることができる。

(広告掲載料の納入等)

第8条 広告主は区の指定する期日までに、第5条の規定に基づき別に定める広告掲載料を一括して前納するものとする。ただし、区長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 既納の広告掲載料は、返還しない。ただし、広告主の責によらない理由により掲載することができなかつたとき又は第10条の規定に基づき区の事情により掲載の決定を取り消したときは、その一部又は全部を還付することができる。

(広告主の責務)

第9条 広告主は、法令を遵守し、法令に反する行為又はそのおそれのある行為をしてはならない。

2 掲載する広告に関する財産権の権利処理を完了していなければならない。

3 広告主は、広告の仕様を第三者の権利を侵害するものとしてはならない。

4 広告主は、掲載する広告に関する一切の責任を負うものとし、第三者からの苦情若しくは被害の申立て又は損害賠償の請求があつたときは、自らの責任で解決しなければならない。

5 広告主は、広告を掲載する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(広告掲載の取消し)

第10条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載決定を取り消すことができる。

(1) この要綱及びこれに基づく基準に違反したとき。

(2) その他広告を掲載することが適切でないとして区長が判断したとき。

(審査機関)

第11条 掲載する広告の可否を審査するため、大田区広告審査会(以下「審査会」という。)を設ける。

2 審査会は、会長及び委員をもって組織し、次に掲げる者をこれに充てる。

会長 計画財政部長

委員 総務課長、計画財政課長、経営改革担当課長、広報課長、経理管財課長、産業振興課長

(審査会の開催)

第12条 審査会の会議は、広告掲載に関して疑義が生じた場合において、会長が必要と認めるときに、会長が招集する。

2 審査会は、会長及び委員の半数の出席をもって成立するものとする。

3 審査会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、広告掲載を行うそれぞれの広告媒体を所管する課長を審査会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。

5 会長は、必要があると認めるときは、審査会の会議に関係者を出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。

(審査会の庶務)

第13条 審査会の庶務は、計画財政部計画財政課において処理する。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、計画財政部長が定める。

付 則

この要綱は、平成21年6月5日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年9月27日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

第1号様式

(第6条関係)

第2号様式

(第7条関係)